

入札条件

低入札価格調査制度
建設リサイクル法対象工事

入札方式

本件は、広島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、尾道市電子入札実施要領の適用を受ける。

ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、書面による入札を行うことができる。

入札保証金

免除

契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

入札方法

- (1) 電子入札システムを使用して入札書を提出すること。ただし、書面参加者は、指定した受付期間内に3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
 - ア 提出者の商号又は名称
 - イ 入札書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定方法

- (1) 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていると確認できる場合はその者を落札者として決定する。資格要件を満たしていると確認できない場合は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者に対して同様の審査を行う。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。
- (2) 最低価格入札者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められると

き又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の資格要件を満たす落札候補者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

低入札価格調査制度

- (1) この工事は、低入札価格調査に係る調査基準額が設定されている。この調査基準額を下回った入札が行われた場合は、尾道市低入札調査制度事務取扱要領第7条の調査を行って、後日落札の決定をする。
- (2) 調査基準額を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- (3) 低価格入札者については、「適正な履行確保の基準」（尾道市低入札調査制度事務取扱要領別記）のすべてを満たすものでなければ、契約内容に適合した履行が認められないものと判断し、原則としてこれを落札候補者とはしない。

契約締結について

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（閉庁日を除く）以内に契約を締結するものとする。

課税事業者又は免税事業者である旨の届出

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合には、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届け出ること。

ア 単体の場合

免税事業者である旨（予定を含む。）

イ 共同企業体の場合

各構成員について免税事業者である旨（予定を含む。）及び各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）

前払金（中間前払金）

前払金額は、300万円以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の4割以内（中間前払金額は、300万円以上かつ工期が3か月以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の2割以内）とする。（入札公告等で別に定めのあるものを除く）

中間前金払と部分払の選択

入札公告等で部分払が認められる工事においては、中間前金払によるか、又は部分払によるかを契約締結時に請負者は選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

資材の購入及び下請契約について

この工事の施工に際して、必要な資材を購入又は、工事の一部を下請負に付す場合には、できるだけ尾道市内に主たる事務所、営業所等を有する業者に発注するものとする。（下請負人が市外業者であるときは、理由書を提出すること）

なお、当該工事の入札参加者を下請負人として選定する場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行うこと。

コリンズ（CORINS）

請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、登録、途中変更、竣工、訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録時は契約締結の日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」を工事打合せ簿により監督員に提出すること。

建設業退職金共済制度

請負代金額が300万円以上の工事の落札者は、建設業退職金共済制度における共済証紙を、原則、電子申請方式による場合は契約締結後40日以内に、証紙貼付方式による場合は契約締結後1か月以内に監督員に提出すること。雇用する労働者が建退共制度の対象とならない場合は、その理由を監督員に報告すること。

工事完成時は「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を作成し、提出すること。

なお、請負代金額が300万円未満の工事の落札者は、監督員から指示を受けた場合に提出又は報告すること。

建設リサイクル法対象工事

本工事は、建設リサイクル法に規定する「対象建設工事」に該当するので、落札者は次項の建設リサイクル法関係書類を提出すること。

建設リサイクル法関係書類の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記＜対象建設工事＞参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明をしなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第7条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から7日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した上で、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出し、確認を受けなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」は、別紙（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は、直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督員に報告しなければならない。

なお、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出することで、前記の報告をしたものとみなす。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

<対象建設工事の定義>

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円 以上
建築物以外の工作物工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円 以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

その他

- (1) 現場代理人及び主任技術者の届出は契約締結の日から7日以内に、工程表は契約締結の日から14日以内に提出すること。
- (2) 尾道市契約規則及び尾道市建設工事執行規則並びに尾道市建設工事等入札事務執行要綱の定めるところによる。